

# ※登録販売者試験に合格した方が必要な手続きについて※

※裏面はその他の手続き等について記載しています。

R3.1.22 時点

## 登録販売者試験に合格した

①登録販売者として一般用医薬品の販売等の仕事をする方

②試験には合格したが、登録販売者として一般用医薬品の販売等の仕事は行わない方

販売従事登録の手続きをして「販売従事登録証」の交付を受けなければ、登録販売者としては働けません。お住いの地域の保健所で登録手続きを行ってください。

【必要なもの例】※一部抜粋※

手数料（10,300円）分の北海道収入証紙※収入印紙ではありません※、登録申請書、登録販売者試験合格を証明する書類、戸籍抄本又は住民票等本籍のわかるもの、診断書、雇用契約書等の使用関係を証明する書類など

※手続きの際は必ず「販売従事登録申請等の手続きについて」を確認ください※

（掲載ホームページ）右のQRコードからでも見れます

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/iry/yakuji/torokutetuzuki.htm>



・現時点では手続きは不要となりますが、今後、登録販売者として一般用医薬品の販売等の仕事をする場合には、①の諸手続きを行う必要があります。△

## 保健所から「販売従事登録証」の交付

登録販売者を雇用した会社は、そのことを保健所に対して届け出なければなりません。このため、保健所から「販売従事登録証」が交付されたら、会社に対して自分を登録販売者として雇用したことによる変更届を行ってもらうよう、依頼してください。

## 手続き完了

本籍地の都道府県や氏名、生年月日、性別に変更があった場合

変更から30日以内に保健所へ「販売従事登録の変更」の手続きが必要です。

【必要なもの】

- 登録販売者名簿登録事項変更届書
- 戸籍謄本又は抄本（6カ月以内のもの）

「販売従事者登録証の書換え」手続きも併せて行うことを推奨します。

【必要なもの】

- 販売従事者登録証書換え交付申請書（手数料2,200円分の北海道収入証紙が必要です）
- 販売従事登録証（原本）

離職等により今後は登録販売者としての仕事をする意思がない場合

30日以内に「販売従事登録の削除」の手続きが必要です。

【必要なもの】

- 販売従事者登録削除申請書
- 販売従事登録証（原本）

※やむを得ず30日を過ぎる場合は遅延理由書を添付してください

※「販売従事登録証」を紛失した場合は紛失理由書を添付してください

※やむを得ず30日を過ぎる場合は遅延理由書を添付してください

## ( そ の 他 に つ い て )

Q 「販売従事登録証」を紛失・汚損した場合はどうしたらよいですか…？

A お住いの地域の保健所で登録証の再交付を申請することができます。

(必要なもの)

- 販売従事登録証の再交付申請書(手数料 3,300 円分の北海道収入証紙を貼付してください。)
- 販売従事登録証(汚損の場合)

※販売従事登録証のコピーや、登録番号、年月日が分かるものがあれば持参願います。

Q 失くしたと思って「販売従事登録証」の再交付申請をしましたが、後から見つかったため、見つかった方は捨ててもよいでしょうか？

A 捨てずに、5日以内に返納届を添えて保健所にお返してください。

(必要なもの)

- 販売従事登録証返納届
- 販売従事登録証
- 遅延理由書(5日を超えた場合)

Q 合格通知書を失くしてしまったのですが、再発行はできますか？

A 再発行はしておりませんので、保健所で合格証明書の交付申請を行ってください。

(必要なもの)

- 登録販売者試験合格証明書交付申請書(手数料 3,300 円分の北海道収入証紙を貼付してください。)
- 戸籍謄本又は抄本(6 カ月以内のもの)